

日本語教育機関設置代表者 殿

一般財団法人日本語教育振興協会  
理事長 佐藤 次郎  
(公印省略)

平成29年度生活指導担当者研修の実施について（ご案内）

当協会の運営につきましては、日頃からご支援をいただき厚くお礼申し上げます。

当協会では、日本語教育機関における生活指導担当者の能力向上を図るため、平成14年度から標記の研修を実施しております。

つきましては、今年度におきましても下記により実施しますので、貴日本語教育機関等の生活指導担当者（事務職兼務者、教務兼務者を含む。）で参加希望者がいる場合は、別紙様式1「推薦書」により、平成30年1月15日（月）までにEメールで総務部あてご推薦くださいますようお願いいたします。

記

- 1 日 時 平成30年2月8日（木）13:00～17:20  
（懇親ネットワーク会：17:45～19:30）  
2月9日（金） 9:30～15:00

- 2 会 場 国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟 311号室  
〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町3-1  
TEL 03-3467-7201

3 定員及び参加要件等

定員は50名程度とし、参加者は次の要件を満たす必要があります。

推薦は、1校につき2名までとします。

- ①日本語教育機関又は大学等教育機関の現場において、実際に留学生の生活指導に携わっていること。
- ②経験年数は問わないが、ある程度の実務知識があることが望ましいこと。

4 参加費

|                     | ①2日間参加<br>宿泊（シングル利用） | ②2日間参加<br>宿泊を利用しない | ③1日目<br>特別講演のみ聴講<br>（定員30人） |
|---------------------|----------------------|--------------------|-----------------------------|
| 維持会員機関<br>（維持会費納入校） | 17,900円              | 14,400円            | 1,000円                      |
| その他の教育機関            | 28,700円              | 25,200円            | 2,000円                      |

※①と②の参加費には、1日目懇親ネットワーク会費・2日目昼食・資料代を含みます。

※止むを得ない事情で懇親ネットワーク会に参加できない場合は、予め総務部宛お問い合わせください。

## 5 宿泊

宿泊先としては「国立オリンピック記念青少年総合センターD棟」の部屋を日振協名であらかじめ確保しておりますので、ご希望の方は、別紙様式1「推薦書」にご記入ください（遠距離及び先着を優先）。

キャンセルの場合は、3日前までに協会総務部までご連絡ください。

また、返金が生じた場合の手数料は、各自ご負担願います。

## 6 日程

別紙のとおり

## 7 事前アンケート

特別講演「留学生（日本語学校等）の就職について」に関連して、質問・要望等がございましたら、別紙様式2「質問票」に記入の上、平成30年1月15日（月）までに別紙様式1「推薦書」と併せて総務部あて提出してください。

## 8 生活指導担当者研修専門委員

委員長 谷 一郎（与野学院日本語学校校長）

副委員長 石鍋 梨恵（国際情報ビジネス専門学校主任教員）

委員（氏名五十音順）

工藤 隆（岡山外語学院情報システム部統括）

正能 志保（新宿平和日本語学校事務長）

鈴木 えみ（大阪YMCA学院日本語学科長）

戸田 安信（習志野外語学院理事長）

西村 輝夫（東京中央日本語学院学生部主任）

淵脇 敬文（ヒューマンアカデミー日本語学校東京校）

丸山 茂樹（I.C.NAGOYA校長）

## 8 受講証明書

全期間参加者にのみ、受講証明書を発行します。

## 9 参加者の決定等

参加者については、後日お知らせします。

なお、参加費については、別途お知らせする所定の口座に振り込んでいただくよう併せて連絡します。

## 【お問い合わせ先】

総務部： 小野寺陽子・相原

TEL： 03-5304-7815 FAX： 03-5304-7813

Eメール：[y-onodera@nisshinkyu.org](mailto:y-onodera@nisshinkyu.org) URL：<http://www.nisshinkyu.org>

## 平成29年度生活指導担当者研修日程

開催日：平成30年2月8日(木)～9日(金)

会場：国立オリンピック記念青少年総合センター センター棟311号室

司会・進行：生活指導担当者研修専門委員会

### 【1日目：2月8日(木)】

| 時間                               | 研修内容  | 研修室               |
|----------------------------------|---|-------------------|
| 12:30～12:50                      | 受付  | センター棟<br>311      |
| 13:00～13:30(30)                  | 開会挨拶 ・最近の留学生受入れの状況と課題<br>理事長 佐藤次郎   |                   |
| 13:30～13:40(10)                  | 委員長挨拶<br>委員長 谷 一郎(与野学院日本語学校)  |                   |
| 13:40～15:00(80)<br>※上記時間に質疑応答も含む | 特別講演 ※1<br>「留学生(日本語学校等)の就職について」(仮題)<br>・審査の視点 ・就職させる際の注意点<br>・摘発、不許可事例 …等<br>講師：東京入国管理局就労審査部門担当官(依頼中)<br>質疑応答 |                   |
| 15:00～15:20(20)                  | 休憩  |                   |
| 15:20～16:20(60)                  | セッションⅠ ※2<br>座談会「資格外活動違反等による在留資格(留学)更新トラブル事例からの学びと気付き」  | センター棟<br>311      |
| 16:20～17:20(60)                  | セッションⅡ ※3<br>「28時間超過等に起因する学校の危機をいかに回避するべきか」   |                   |
| 17:45～19:30(105)                 | 懇親ネットワーク会   | カルチャー棟<br>レストランとき |

### 【2日目：2月9日(金)】

|                 |                      |               |
|-----------------|----------------------|---------------|
| 9:30～12:30(180) | セッションⅡの続き            | センター棟<br>311  |
| 12:30～13:30(60) | 昼食                   | センター棟 レストランふじ |
| 13:30～15:00(90) | 全体会<br>各グループの報告と質疑応答 | センター棟<br>311  |
| 15:00           | 閉会                   |               |

○日程は変更になる場合があります。

○※1～3については、別紙「平成29年度生活指導担当者研修のねらい」参照

## 平成29年度生活指導担当者研修のねらい

### 全体のねらい

ここ数年の傾向として、日本語学校を卒業後、進学ではなく就職する事例が増えてまいりました。最近の求人難や政府の施策も就職を希望する留学生には追い風となっています。一方、それに伴うトラブルも増えておりますが、我々も進学指導に比べると就職指導に関する知見の蓄積が足りません。そこで今年度の研修においては、学生に対して適切な就職指導、就職を見すえた進学指導が行えるよう知識の整理を行います。

また、せっかくの就職内定を得ても日本語学校在学中のアルバイト時間の超過等により在留資格変更が許可されない事例も出ていること、学生のアルバイト時間の超過等が学校の存続にかかわる事態にもなってきていることから、学生及び学校のためにこのような危機をいかに回避すべきかについて考えます。

### 特別講演「留学生（日本語学校等）の就職について」（仮題）

東京入国管理局就労審査部門の方から、日本語学校の学生への就職指導において、生活指導担当者が留意しておくべきことについてお話しいたします。また、学生の進学希望が多い専門分野であるにもかかわらず、日本での就職ができない職種など、専門学校等の進学先卒業後の就職を意識した指導を行うための留意点についてもお話しいたします。

### セッションⅠ 座談会

#### 「資格外活動違反等による在留資格（留学）更新トラブル事例からの学びと気付き」

最近では、学生のアルバイト時間超過を理由として、在留期間更新が不許可となったり、期間が短縮されたり、資格外活動が許可されなかったりといった事例が出てきています。実例をもとにこのような事態を招かないようにするにはどうしていきべきなのか座談会を行います。時間が許せば、アルバイト紹介に伴うトラブルや、労災トラブルについても触れていきます。

#### セッションⅡ「28時間超過等に起因する学校の危機をいかに回避すべきか」

昨今の報道においては、「出稼ぎ学生」というキーワードが頻出し、行政もこれを無視できない状況となっています。しかし、資格外活動違反を防いでいくためには、入学前の選考はもとより、入学後も継続的な指導が欠かせません。セッションⅡでは、各校が知恵を出し合い、入学前、入学オリエンテーション、長期休暇前などの各段階でどのようなことができるのか、学校スタッフの連携体制の工夫などについて話し合います。

## 平成29年度生活指導担当者研修参加推薦書

平成 年 月 日

一般財団法人日本語教育振興協会理事長 宛て

|                                       |  |      |  |
|---------------------------------------|--|------|--|
| 当初認定番号<br>※日振協認定校からご参加<br>の方のみご記入ください |  | 代表者名 |  |
| 機関名                                   |  |      |  |

標記の研修に下記の者を参加させたいので、推薦します。

記

## 1.参加希望者

| 推薦順位                                  | 1  |  | 2  |  |
|---------------------------------------|--|--|--|--|
| ふりがな                                  |  |  |  |  |
| 氏名                                    |  |  |  |  |
| 年齢<br>(H30.1.1現在)                     | 歳  | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 | 歳  | <input type="checkbox"/> 男<br><input type="checkbox"/> 女 |
| 主たる業務                                 | <input type="checkbox"/> 生活指導<br><input type="checkbox"/> 事務<br><input type="checkbox"/> 教務            |  | <input type="checkbox"/> 生活指導<br><input type="checkbox"/> 事務<br><input type="checkbox"/> 教務            |  |
| 生活指導担当者としての<br>経験年数                   | 年  | 月  | 年  | 月  |
| 事務職員としての<br>経験年数                      | 年  | 月  | 年  | 月  |
| 教務職員としての<br>経験年数                      | 年  | 月  | 年  | 月  |
| ※生活指導担当者とし<br>ての通算経験年数<br>(H29.1.1現在) | 年  | 月  | 年  | 月  |
| 参加について                                | <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊) <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊なし)<br><input type="checkbox"/> 特別講演のみ |  | <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊) <input type="checkbox"/> 2日間(宿泊なし)<br><input type="checkbox"/> 特別講演のみ |  |

※(1)複数の職場に生活指導担当者として、勤務実態のある場合の通算年数とする。

※(2)経験年数に関しては、未経験の場合、「0」を記入すること。

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 連絡担当者 | TEL |  |
|       | 氏名  |  |

平成30年1月15日までに総務部(Eメール y-onodera@nisshinkyoo.org)宛て送付願います。

平成29年度生活指導担当者研修  
特別講演「留学生(日本語学校等)の就職について」質問票

特別講演「留学生(日本語学校等)の就職について」に関連して、質問・要望等ございましたら、ご記入ください。

**【質問】**

- 例)1.難民申請をして、在留資格特定活動の人が、就労への資格変更をした場合、認められることがあるのか。  
2.旅館や旅行業への就職の場合、日本語能力がなくても認められる場合があるか。

[記入欄]

**【要望】**

- 例)1.「技術・人文知識・国際業務」で資格申請する場合の企業側の対応について、その詳細をチラシやパンフレットで作成してほしい。  
2.調理師や理美容師、ネイリスト、エステシャンといった技能を専門学校で身に付けた留学生に就労資格を認めてほしい。

[記入欄]

|       |     |  |
|-------|-----|--|
| 連絡担当者 | TEL |  |
|       | 氏名  |  |

平成30年1月15日までに総務部(Eメール y-onodera@nisshinkyo.org)宛て送付願います。